



熱損失防止(省エネ)改修住宅等の固定資産税減額適用申告書

年 月 日

長久手市長 殿

申告者 納税義務者 住所(所在地)

氏名(名称)

電話番号

個人番号(12桁)又は
法人番号(13桁)

下記の住宅は、改修により地方税法附則第15条の9第9項又は第10項の熱損失防止改修住宅等となったため、長久手市税条例附則第10条の3第8項の規定により申告します。

| 所 在 | 家屋番号 | 種類 | 床面積 | 人の居住の用に供する部分の床面積 |
|--|-------------------------------------|----|------------------------------------|------------------|
| 長久手市 | | | m ² | m ² |
| 建築年月日 | 年 月 日 | | | |
| 登記年月日 | 年 月 日 | | | |
| 改修工事完了年月日 | 年 月 日 | | | |
| 改修工事の内容 (該当する□にレ印を記入) | <input type="checkbox"/> 窓の改修工事(必須) | | <input type="checkbox"/> 床の断熱改修工事 | |
| | <input type="checkbox"/> 天井の断熱改修工事 | | <input type="checkbox"/> 外壁の断熱改修工事 | |
| 改修に要した費用(A) | | | | 円 |
| 地方税法施行令附則第12条第31項に規定する補助金等の額(国又は地方公共団体から交付を受けた補助金等の額)(B) | | | | 円 |
| (A) - (B) (50万円以上であること) | | | | 円 |
| 改修が完了した日から三月を経過した後に申告書を提出する場合には、三月以内に提出できなかった理由 | | | | |

※改修工事完了日から三月以内の申告の場合は記入不要

添付書類:

- ①納税義務者の住民票の写し(市外の方のみ)
- ②熱損失防止改修工事証明書
- ③省エネ改修工事の工事完了日が確認できる書類(工事完了確認書や工程表などの工事完了日が記載された書類の写し。これらの書類が無い場合は、省エネ改修工事の設計監理を行った建築士や省エネ改修工事を施工した工事業者などが作成した事実が確認できる書類)
- ④改修工事費用に充てるために国や地方公共団体から補助金等の給付を受けている場合には、当該補助金等の交付決定を受けたことが確認できる書類